第２回地域安全まちづくり審議会議事要旨

１　日時

平成18年10月６日（金）15:00～17:20

２　場所

兵庫県公館第１会議室

３　出席者

○　**委員**

足立委員（代理：大東県町村会事務局長）、木谷委員、國松委員、齋藤委員、坂本委員、細谷委員、村井委員、矢田委員（代理：伊川県市長会事務局長）、山下委員、山田委員

○　**県側**

藤原県民政策部長、木村地域協働局長、藤原地域安全課長、國塚県土整備部土木局道路保全課長ほか幹事課室等

４　主な発言内容

（地域安全まちづくり審議会中間報告案について）

ア　子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針案

・　地域安全マップづくりのポイントは、子どもと一緒につくることで子どもの安全意識を高めることはもとより、大人の目では見えない危険箇所等について、子どもが自分の目で見て発見することにある。指針には、地域安全マップの作成が随所に書かれており、重要視されていることはわかるものの、その表現が異なっているので、子どもと一緒につくることがイメージできる書き方が必要である。

・　子ども自身が自らの身を守ることは大変重要で、安全教育の分野は、これまで以上に重要になってくると思う。しかし、教育には、家庭教育、地域教育、そして学校教育があり、これらの教育が有機的にリンクすることが大切であることから、家庭教育について、もう少し取り上げてはどうかと思った。

・　指針が公表されることにより、団体等による組織的な活動が深みを増し、さらに充実すればと思うので、早く指針を策定し、公表していただきたい。

・　すべての指針に共通しているが、その内容が一目でわかるように、イラストを交えたパンフレット等を県民に提供し、理解を求めることが重要である。

　また、指針は、県民に押しつけるのではなく、これをきっかけに創意工夫を凝らして取り組んでいただくものであるという指針の趣旨が生かされるような提供方法を工夫願いたい。

イ　犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針案

・　全体的に、ここまで細かく規定する必要があるのかという感じがする。建築基準法の視点から見ると、共同住宅や住宅の規模には大きな開きがある中で、一括

りに「共同住宅」「一戸建て住宅」とした場合に、県民が読んで理解できるのかと疑問に思った。

・　住宅の指針は、余り細かい内容よりも、塀とか、行政が行う照明設備等の大まかな部分について、規定していただければと思う。

・　この指針は、随分気合いが入った指針だと思う。確かに、細かい部分まで書いているが、安心・安全という観点で建築上の構造とか設計について、これまで詳細に示した例はなかったように思う。ただし、建築基準法等を所管する部局の了解が必要であり、その辺がクリアできれば、ある程度細かく踏み込んで気合いを込めて書くことはいいことである。指針公表後、どのように実現していくかという問題は残るかもしれないが、そういう意味では、なかなか魅力のある指針だと思う。

・　総論において「 経済性等への配慮」について書いた上で、共同住宅と一戸建て住宅にも同じように書いている。総論では前向きに取り組むような表現であるにもかかわらず、共同住宅、一戸建て住宅の各論部分では、若干後ろ向きに読むことができるので、総論のみ書いて、後は書かないということでよいと思う。

・　指針の普及に当たっては、市町の宅地開発部門等との連携が重要である。

　また、この指針は、技術的な内容になっているので、専門家にとっては詳細にわたって示すほうがよいと思う。いずれにしても、空間の状況、地域の状況、建物等の規模等の状況によって、すべてに対応できない場合もあるので、創意工夫が必要になると思う。

ウ　犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針案

・　深夜営業店舗に関する指針を定めるのは、ユニークな兵庫県らしくて大変良い。「安心・安全まちづくり」について考えた場合、深夜営業店舗は、守られる対象であるが、深夜営業店舗が犯罪のきっかけとなる場合もあり、これを防いでいかなければ完全ではなく、そういった意味でも、この指針を定めることは意義深い。

・　「(3) 青少年の健全育成に向けた取組」として、「健全育成の観点から帰宅を促す」と書いているが、もう少し踏み込んだというか、もう少し幅広い措置がとれる書き方がないものかと思う。

・　子どもが自宅で身の危険を感じて外に出たとき、明かりを求めて深夜営業店舗に逃げ込んで危険を回避するということがあることから、深夜営業店舗は、地域の安全・安心拠点とするくらいの発想が必要であると思う。

・　街角の小さな店舗前に自動販売機が設置されていると、夏の深夜には、青少年が自動販売機前にたむろするようになる。しかし、そのようなところには空き巣が入らない。どうせ青少年が集まるのであれば、マナーよく近隣に迷惑をかけないように集まるといった観点が盛り込めないものかと考えた。

・　特にコンビニ等については、その地域における位置づけとか地域の安全に対して果たす機能について、プラス面、マイナス面の両方があり、大変難しい。この指針については、今後、具体の取組を進める中で方向性を考えていくことも含めて、将来的に少し書き足すことが必要であると思うので、念頭に置いてほしい。

エ　犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針案

・　自分たちのまちをよくするために、落書き消し活動など、できる限りのことは行いたいが、できればこういった活動に対して、専門家からアドバイスが受けられるような相談窓口を設置してもらえないかと思う。

オ　その他指針全般

・　指針が公表されると、県民から行政に対して、要望がたくさん出ると思う。今後の課題としては、この指針をどう実現していくかであり、行政の最先端に立っている市町としては、非常に厳しい財政事情にあるなかで、どのように実現していくかが一番難しいところである。市町は、この指針を実現するために、相当の予算が必要になると思われるので、県の財政支援等について配慮いただきたい。

・　指針の目的部分にこうした厳しい社会になったこと自体を考えさせるような、もっと大きな視点を盛り込んだ方がいいと思う。例えば、地域の安全を確保するためには、多額の経費が必要であるということなどについて、住民に理解してもらえるような趣旨が書ければと思う。

カ　審議会中間報告案

・　子どもたちと一緒につくる地域安全マップについて、中間報告案の概要においても書いていただきたい。

（地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子案について）

・　推進計画のポイントの１点目は、「３　推進方策」の３つの柱と８つの行動で、２点目は、どのような数値目標にするかである。

・　少し気になるところは、「行動５　犯罪等からの対応能力向上」の「(2)　自らを守る術を身につける学習機会の提供」の部分では、もう少し子どもを主体にした表現はできないものかと思った。

・　子どもの安全教育について、推進計画には、体験教室とか安全教育の推進といったキャッチコピーで盛り込めばどうか。

・　警察では、小学校等で「交通安全教室」を実施しているが、これと同じように、子どもを対象とした「身の危険に対する安全教室」のようなものを全国規模で実施していただければと思う。犯罪被害に遭わないためのノウハウを子どもに伝えるためには、もっと洗練されたカリキュラムをつくり上げる必要があり、このような取組ができる最も適した組織は警察であると思う。もし可能であれば、兵庫県警に「ここまでやるんだ」というところを見せていただきたい。

・　子どもの安全を確保することは大切ではあるが、高齢者の安全についても大切で今後ますます重要になってくると思う。高齢者の安全を確保するためには、どのようにしてみんなで注意を払っていくかである。

　また、いわゆるサイバーテロとか、高齢者がインターネット詐欺の被害に遭うといった最新の犯罪をどう防いでいくかについても、推進計画の中に盛り込む必要があると思う。

・　高齢者の安全を確保していくためには、高齢者用の防犯教材を活用して繰り返し

指導することが大切である。

・　「行動１　県民意識の高揚」では、「①　犯罪情報・防犯情報の提供」と書いているが、単に情報提供ではなく、どのような情報を、どのようにして、誰に対して提供すればいいかについて工夫が必要であると思うので、その辺りについてもご検討いただきたい。